

産地生産基盤パワーアップ事業における栃木県事業実施方針の概要について

令和3(2021)年3月12日
生産振興課

1 産地生産基盤パワーアップ事業「県事業実施方針」について

国では、平成27年度にTPP関連対策事業として産地パワーアップ事業を創設、令和元年度に産地生産基盤パワーアップ事業として組み替え。

事業の実施に当たっては、県が栃木県事業実施方針を作成し、対象作物、事業計画採択に当たっての優先順位、補助金の交付方法等を定める。

2 予算措置状況

《国》	令和2年度補正	産地生産基盤パワーアップ事業	341.6億円
《県》	令和2年度当初	産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	539,101千円
	令和3年度当初	産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	444,461千円

3 国が定める主な採択要件

(1) 事業計画の目的・取組を実施する産地の範囲が、面積要件を満たしていること。

- ・土地利用型作物(稲(50ha)、麦(30ha)、大豆(20ha)、そば(5ha))
- ・野菜(10ha:露地野菜、5ha:施設野菜)
- ・果樹(10ha:果振法施行令第2条に定める果樹13品目、3ha:左記以外の果樹)
- ・花き(5ha:露地花き、3ha:施設花き)

※ 産地生産基盤パワーアップ事業の場合、稲から高収益作物等への転換を図る場合にあつては、高収益作物等の面積要件を上記規模の1/2とすることができる。

(2) 次のいずれかの成果目標の実現が見込まれること。

- ・生産コスト又は出荷コストの10%以上の削減
- ・販売額または所得額の10%以上の増加
- ・契約栽培の割合の10%以上の向上かつ50%以上
- ・農産物輸出の取組について、
 - ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
 - イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷額10トン以上
- ・労働生産性の10%以上の向上
- ・農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上

(3) 県事業実施方針に則した内容であること。

4 栃木県事業実施方針に定める主な項目

(1) 対象作物

土地利用型作物	水稻(主食用米、新規需要米、加工用米)、麦、大豆、そば
野菜	いちご、トマト、にら、アスパラガス、なす、きゅうり、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ、レタス、うど、ブロッコリー、春菊
果樹	なし、ぶどう、りんご、くり、うめ、もも、ブルーベリー
花き	菊、ばら、カーネーション、りんどう、トルコギキョウ、ゆり、洋らん シクラメン、あじさい
その他	いも類(ばれいしょ、かんしょ)、地域特産物(かんぴょう、こんにやく等)

(2) 事業計画採択に当たってポイント付けを行い、合計点の高い計画から採択する。

- ① 作物別加算(収益性の高い園芸を中心に推進する)
- ② 成果目標の高いもの
- ③ 地域における当該作物販売農家数に占める取組主体の割合が高いもの
- ④ 事業計画の面積が、国が定める面積要件と比べて大きいもの
- ⑤ 中山間地域への配慮(中山間地域での取組に対し、加算する)

(3) 補助金の交付方法は、県から取組主体に直接ではなく、市町を經由して支払う。